

平成 1 6 年度環境省重点施策



平成 1 5 年 8 月
環 境 省

<平成16年度環境省重点施策>

<はじめに>

今日の環境問題を突き詰めていくと、国民の日常生活や通常の事業活動から生じる環境負荷があまりに大きくなっており、それが原因で問題が生じているということに行き着きます。したがって、その解決のためには、私たちのライフスタイルや事業活動の在り方を根本から見直し、社会の在り方そのものを持続可能なものへと変革していかなければなりません。

そのためには、環境の保全と経済の活性化とを一体化させるための取組を進めることが重要となっています。国民各界各層による積極的な環境対策こそが、新たな技術や産業を生み出す力となり、環境保全と経済発展が同時に実現する途を開くといえます。そして、現に、日々の活動の中で環境を強く意識して行動しようという萌芽は至るところに現れており、環境と経済の統合に向けた下地は整いつつあります。

環境省は、このような認識の下、環境大臣の主催により、「環境と経済活動に関する懇談会」を開催し、本年6月には同懇談会が「環境と経済の好循環を目指して」と題する報告書を取りまとめました。この中では、環境と経済が一体となって向上する社会（環境と経済の統合）の実現のための施策の基本的方向について、企業・消費者双方の環境行動の促進、環境行動が経済的利益につながる基盤の整備、技術革新の促進と成果の普及等に戦略的に取り組むべきである旨提言されています。

環境省としては、平成16年度において、この報告書の提言の具体化に積極的に取り組み、環境と経済の統合を世界に先駆けて実現する持続可能な社会への新たな展開を目指して、環境ビジネスの育成・振興、環境経営の促進や選択的・集中的な環境技術開発の促進を中心として、環境と経済の間に好循環を生み出していきます。

また、環境問題の解決のためには日常生活や地域社会における足元からの自発的な環境保全の取組が極めて重要であることから、環境教育・人材育成の推進、民間環境保全活動の支援とパートナーシップ（各主体の連携・協働）の促進、まちづくりの促進などにより、取組の前提となる「地域環境力」（地域全体としての環境保全の取組の意識と能力）の醸成と向上を目指します。

こうした分野横断的な新たな視点を念頭に置きつつ、地球温暖化対策を始めとする地球環境保全対策、循環型社会の構築に向けた廃棄物・リサイクル対策、環境汚染の防止・安全安心な生活の確保、生物多様性保全と自然との共生についても更に積極的に施策を推進します。

環境省としては、こうした施策の実施に当たり、これまでの環境行政が築いてきたものを大切にします。同時に、新たな時代のニーズに合わせ環境行政の積極的な展開を図ります。その際、国民、民間団体、事業者、地方公共団体など各主体とのパートナーシップを構築し、幅広い力の結集に努めるとともに、国民に対し積極的に情報を提供し、環境行政の透明性の確保に努めます。

< 平成16年度環境省重点施策の構成 >

1. 環境と経済の統合に向けた基盤づくりと足元からの取組による
地域環境力の発揮 持続可能な社会への新たな展開を目指して

(1) 企業経営・産業活動から
の「環境と経済の統合」に向
けた取組の推進

(2) 地域からの環境問題への
取組の促進

2. 地球温暖化
対策の推進

3. 廃棄物・
リサイクル
対策の推進

4. 安全・安心
な生活の確保

5. 生物多様性
の保全と自然
との共生

6. 環境行政推進のための基盤強化

<平成16年度環境省重点施策目次>

平成16年度環境省概算要求・要望の概要	1
1. 環境と経済の統合に向けた基盤づくりと足元からの取組による地域環境力の発揮 持続可能な社会への新たな展開を目指して	2
(1) 企業経営・産業活動からの「環境と経済の統合」に向けた取組の推進 環境と経済の好循環を生み出す環境ビジネスの育成・振興 企業の環境経営の促進と産業活動のグリーン化 選択的・集中的な環境技術開発の促進と先進的な環境技術の普及	
(2) 地域からの環境問題への取組の促進 環境教育の推進、環境保全を担う人材育成の推進（環境「人づくり」の推進） 民間環境保全活動の基盤づくりと地域におけるパートナーシップの促進 （取組の「ネットワーク」の構築） 地域環境資源を活かしたまちづくり・コミュニティづくりの促進 （「地域環境力」の発揮）	
2. 地球温暖化対策を始めとする地球環境保全対策の推進	6
第2ステップに向けた京都議定書の6%削減約束達成のための取組強化 温暖化対策税の検討・国民的議論の展開 米国や途上国との環境協力を含む地球環境保全対策の推進	
3. 循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進	8
産業廃棄物不適正処理対策の強化と支障除去の計画的実施 循環型社会の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の効果的整備等 市町村における浄化槽の整備推進事業の促進	
4. 環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保	10
改正化学物質審査規制法に基づく審査・規制の強化と リスクコミュニケーションなど化学物質対策の推進 環境基準の達成に向けた自動車排出ガス対策の一層の推進等 健全な水循環・水環境等の確保に向けた取組の推進 旧軍毒ガス問題への対応 環境汚染防止等に係る国際的対応 公害健康被害の補償・予防	
5. 生物多様性保全の総合的推進と自然との共生	13
移入生物対策等野生生物との共生に向けた総合的・体系的施策の推進 世界に誇れる国立公園づくりと自然体験学習の推進 里地里山の保全・再生の推進等	
6. 環境行政推進のための基盤強化	15
参考1 平成16年度概算要求における石油特別会計によるCO2排出抑制対策	16
参考2 平成16年度環境省財政投融资に関する要求の概要	17
参考3 平成16年度環境省税制改正要望の概要	18

＜平成16年度環境省概算要求・要望の概要＞

平成16年度概算要求・要望額（非公共+公共） 3,103億円

（対前年度 480億円増 18.3%増）

（非公共）

	平成15年度 予 算 額	平成16年度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	%
一般政策経費等	925	1,066	115.3
その他施設費	22	40	180.9
石油特会*	60	130	216.7
計	1,007	1,236	122.7

（公共）

	平成15年度 予 算 額	平成16年度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	%
廃棄物	1,473	1,706	115.8
自然公園	143	161	112.8
計	1,616	1,867	115.5

合計

	平成15年度 予 算 額	平成16年度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	%
合計	2,623	3,103	118.3

* 石油特会：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
 公共事業（廃棄物）については、上記の他に、地域計上分（北海道、沖縄、離島）
 として、111億円（16年度要求・要望額）が他府省に計上されている。

1. 環境と経済の統合に向けた基盤づくりと足元からの取組による地域環境力の発揮 持続可能な社会への新たな展開を目指して 266億円(197)

企業経営・産業活動からの「環境と経済の統合」に向けた取組の推進
 環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるという好循環を生みだし、環境と経済が一体となって向上する社会、すなわち「環境と経済の統合」に向けた取組を進め、環境保全と経済発展の同時達成による持続可能な社会への新たな展開を図ります。このため、その原動力となる意識の革新、社会経済システムの革新、技術の革新の3つの革新を起こしていきます。

地域からの環境問題への取組の促進

また、今日の環境問題は、日常生活や地域社会の在り方と大きな関わりを有していることから、その解決のためには、環境教育・啓発を担う人材を育成しつつ、各主体による日常生活や地域社会における足元からの自発的な環境保全の取組を一層促進していくことが不可欠です。このため、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(以下「環境保全活動・環境教育推進法」という。)の成立や「地域環境力」を活用した足元からの取組を念頭に、地域からの取組と人づくりを進めます。

(1) 企業経営・産業活動からの「環境と経済の統合」に向けた取組の推進

249億円(183)

環境と経済の好循環を生み出す環境ビジネスの育成・振興

- ・ 環境ビジネスの育成・振興を通じて、雇用の確保や地域の活性化を図りつつ、地域発での環境と経済の好循環を創出することを狙いとしたモデル事業を実施します。
- ・ また、先見性・先進性の高い温暖化対策ビジネスの普及のため、新たな温暖化対策ビジネスの起業支援を推進します。
- ・ さらに、これらの取組を進めていくために不可欠となる消費者や企業など各主体の環境行動の促進に向けた「意識の革新」に資するため、全国レベルにおいて中長期的な視点に立った環境と経済の統合に関する国家的な将来ビジョンの普及啓発活動を展開します。

【主な予算措置】

百万円

・(新) 環境と経済の好循環のまちモデル事業	180(0)
・(新) 地球温暖化を防ぐまちづくり事業(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下「石油特会」という。))	1,200(0)
・(新) 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業(石油特会)	1,000(0)
・(新) 「環境と経済の統合」将来ビジョン普及啓発推進費	28(0)

企業の環境経営の促進と産業活動のグリーン化

- ・ 企業の環境経営の促進、産業活動のグリーン化を図り、「社会経済システムの革新」を進めるため、企業の環境会計手法の精緻化、環境報告書の普及促進と第三者認証制度の整備・構築、環境格付け手法の検討、金融のグリーン化方策の検討など環境経営に対する社会や市場における評価基盤の整備を図るとともに、中小の事業者等を対象とした簡易な環境マネジメントシステムであるエコアクション21の第三者認証制度を整備・構築します。
- ・ その一環として、環境報告書の信頼性・比較可能性の向上を始めとした、積極的な環境経営が社会や市場の中で高く評価されるような条件整備のための制度的対応を図ります。

【主な予算措置】

百万円

- | | |
|---------------------------|----------|
| ・ 環境経営促進のための社会・市場評価基盤整備事業 | 157(45) |
| ・ エコアクション21第三者認証推進事業 | 40(10) |

選択的・集中的な環境技術開発の促進と先進的な環境技術の普及

- ・ 世界に先んじた「技術の革新」につながる基礎研究等の取組を進めるとともに、ナノテク等の先端技術、自然共生型の流域圏や都市の再生を狙いとした技術、循環型社会を支える廃棄物処理技術等を対象に選択的・集中的な環境技術開発を促進します。
- ・ また、先進的な環境技術の普及を図るため、技術の環境保全効果等の第三者による客観的な実証を行います。さらに、地域における環境研究の推進を図るとともに、優秀な若手研究者・技術者の支援や地域産官学等の連携・交流を推進します。
- ・ このほか、石油特会を活用し、燃料電池やバイオマスエネルギーの活用など、水素社会の構築に向けた先進的な温暖化対策技術の開発・普及を推進し、世界に先駆けた技術による環境と経済の統合を促進します。

【主な予算措置】

百万円

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ・ ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業 | 400(300) |
| ・ 環境研究総合推進費（競争的資金） | 5,443(3,730) |
| ・ 廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金） | 1,678(1,150) |
| ・ 環境技術実証モデル事業 | 251(250) |
| ・ (新) 地域環境研究・技術開発推進モデル事業費 | 50(0) |
| ・ (新) 地方環境研究所による技術開発事業（石油特会） | 180(0) |

環境教育の推進、環境保全を担う人材育成の推進（環境「人づくり」の推進）

- ・ 環境保全活動・環境教育推進法の制定を受け、人材認定等事業の登録制度等の構築を図ります。
- ・ 次世代を担う子どもたちへの環境教育・環境学習について、教材にも工夫をこらしつつ更なる推進を図るほか、自然体験活動などの実践や愛知万博などの機会を通じた取組を拡充します。また、国立公園などを活用した自然系環境教育推進のための事業などにより自然体験学習やエコツーリズムを推進します。
- ・ また、環境教育・環境学習の担い手となる環境カウンセラーについては、活動実績の把握や活動の場・機会の拡大等により制度の一層の活用を進めます。加えて、化学物質アドバイザー制度の充実、国立公園等のインタープリター（自然解説者）の育成など環境関係の各分野の専門家育成の観点から総合的な展開を図ります。
- ・ このほか、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の実施に向けた国際実施計画に対応した取組を行います。

【主な予算措置】

百万円

・(新)環境教育等人材認定等事業登録事業	18(0)
・(新)環境体験学習上級指導者等育成方策検討調査費	10(0)
・環境教育・環境学習推進活動基盤整備事業	70(32)
・環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）推進事業費	22(11)
・(新)愛知万博における環境教育・環境学習の啓発事業	27(0)
・(新)国立公園自然系環境教育推進事業費	150(0)
・環境カウンセラー活用推進事業	58(19)
・(新)持続可能な開発のための教育の10年ガイドライン策定事業	20(0)

民間環境保全活動の基盤づくりと地域におけるパートナーシップの促進（取組の「ネットワーク」の構築）

国民、民間団体、事業者などの各主体間のパートナーシップの形成を促進するため、東京・青山に設置されている地球環境パートナーシッププラザに加え、地方における情報の収集・提供機能や民間団体等の交流・研修の場としての機能を有する活動拠点を整備するとともに、地域におけるパートナーシップ促進を支援する人材の育成を行います。また、NGO/NPOからの環境政策に関する幅広い提言の募集・活用を図るとともに、自然再生のための市民活動の地域的な連携を促進します。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 地方環境パートナーシッププラザ整備事業	86(0)
・NGO / NPO環境政策提言推進調査費	27(5)
・自然再生情報整備・市民活動支援推進費	75(45)

地域環境資源を活かしたまちづくり・コミュニティづくりの促進(「地域環境力」の発揮)

- ・ 地域の環境資源の把握・活用と各主体間の連携により得られる「地域環境力」を活用して、地域発の環境と経済の好循環を生み出すまちづくりを進めます。
- ・ また、地域の特色を活かし、地域の関係者が一体となって行う創意工夫に満ちた実践(リユースカップの地域的導入の実践など)を通じた循環型のコミュニティづくりを支援します。

【主な予算措置】	百万円
・エコ・コミュニティ事業経費	330(59)
・(新) 環境と経済の好循環のまちモデル事業(再掲)	
・(新) 地球温暖化を防ぐまちづくり事業(石油特会)(再掲)	

京都議定書の発効を見据えて、更には平成 17 年から始まる地球温暖化対策大綱に基づく取組の第2ステップに向けて、京都議定書の6%削減約束の達成のため政府全体としての更なる対策の実行が求められています。また、米国や途上国を含む国際的な温暖化対策の共通ルールの構築などが課題となっており、これらの点を中心に重点的に取組を進めます。

第2ステップに向けた京都議定書の6%削減約束達成のための取組強化

- ・ 平成17年からの第2ステップに向けて、温室効果ガス排出量・吸収量をより正確かつ迅速に把握し、地球温暖化対策推進大綱に基づく対策・施策の進捗状況を評価するとともに、必要な対策・施策を追加します。
- ・ また、効果的な温暖化対策技術を普及に結びつけるため、温暖化対策ビジネスの起業支援を推進し、民生・運輸部門を中心に一層のCO₂削減を進める観点から、地域におけるバイオエタノール、燃料電池、太陽光発電及び風力発電の普及、余剰エネルギー利用設備及び超低硫黄軽油の普及を図るとともに、ライフスタイルの変革に向けた国民運動の展開などを推進します。
- ・ さらに、事業者の行うクリーン開発メカニズム事業や共同実施事業の支援を行うとともに、国際的な動向を見据えつつ排出量取引の検討を進めます。

【主な予算措置】

	百万円
・ 温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	319(248)
・ 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	76(27)
・ 地域協議会対策促進事業(石油特会)	1,000(400)
・ (新) 余剰エネルギー連携利用設備整備補助事業(石油特会)	200(0)
・ (新) 超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等補助事業(石油特会)	700(0)
・ 温暖化防止活動支援事業(石油特会)	900(410)
・ 温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費	94(49)
・ (新) 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業(石油特会)(再掲)	

【主な税制措置】

- ・ 環境負荷の少ない自動車の普及及び事業者負担軽減のため、自動車税のグリーン化及び自動車取得税の税率の軽減措置を延長・拡充
- ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制における低公害車及び低公害車用燃料供給設備に係る特別償却制度又は税額控除措置を延長するとともに、その対象を拡充し、新たに燃料電池自動車及び水素ステーションを追加

温暖化対策税の検討・国民的議論の展開

地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しにおいて温暖化対策税が必要とされた場合に備え、温暖化対策税について、その効果、国民生活や産業に与える影響などの論点を含め引き続き検討するとともに、国民的議論を展開し、国民や関係者の理解と協力を求めています。

【主な予算措置】

百万円

- ・温暖化対策税導入の対策効果及び経済活動への影響等に関する
検討調査費

50(24)

【主な税制措置】

- ・我が国の実情に合った温暖化対策税の具体的な制度の在り方を引き続き検討

米国や途上国との環境協力を含む地球環境保全対策の推進

- ・ 京都議定書以後(2013年以降)の仕組みについての国際交渉が2005年から開始されることを念頭に、米国や途上国が参加する共通のルール構築に向けて、各国との政策対話を始めとした、国際的な地球温暖化対策の推進を図ります。
- ・ このほか、アジア・太平洋地域における持続可能な開発に資する環境協力やフロン回収・破壊等の地球環境の保全に向けた取組を推進します。

【主な予算措置】

百万円

- ・日米気候変動問題セミナー実施事業費
- ・(新) アセアン連携強化事業費
- ・対中環境保全協力促進費
- ・(新) 我が国のODA及び民間海外事業における
環境配慮強化調査費
- ・(新) 断熱材フロン回収・破壊システム実証調査費

20(15)

13(0)

67(40)

20(0)

37(0)

3 . 循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進

1,794億円(1,542)

現在の大量生産・大量消費型の社会経済活動は、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量の逼迫、不法投棄の多発といった問題を発生させています。その解決のため、社会の在り方を改革し、天然資源の消費が抑制され環境への負荷の低減が図られた循環型社会の構築を目指して、「循環型社会形成推進基本計画」に基づく廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用及び処分を総合的かつ計画的に推進します。

産業廃棄物不適正処理対策の強化と支障除去の計画的実施

- ・ 産業廃棄物の不適正処理を防止するため、本年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により明確化された国の責任の下、地方環境対策調査官事務所も活用し、環境パトロール活動・立入調査の実施や関係都道府県等との不法投棄防止のネットワーク構築を進めるとともに、GPSを活用したシステム導入の検討、電子マニフェストの普及拡大等を進めます。
- ・ また、優良な処理業者の育成等を進め、循環型社会ビジネスの振興と安全で安心できる産業廃棄物の適正処理を推進します。さらに、過去に不適正処分された産業廃棄物について、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき支障の除去を計画的に実施します。

【主な予算措置】

	百万円
・(新) 産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業	20(0)
・ 廃棄物適正処理監視等推進費	332(211)
・(新) 電子マニフェスト普及促進事業費	249(0)
・ 産業廃棄物処理業優良化推進事業費	51(40)

循環型社会の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の効果的整備等

- ・ 一般廃棄物処理施設に関し、ダイオキシン対策に重点を置いた方向性を転換し、地球温暖化対策や循環型社会構築に向けた政策誘導に特に重点を置き、効果的な施設整備と技術開発を進めます。
- ・ 逼迫した最終処分場について、公共関与により効果的な整備を行うとともに、廃棄物処理施設整備の一環として、廃止された廃棄物焼却炉の円滑な解体を促進します。
- ・ また、長期にわたり保管が続いてきた PCB 廃棄物の早期かつ円滑な処理を進めるため、拠点的处理施設の整備をはじめ、全国的な処理体制の整備を着実に進めていきます。
- ・ このほか、本年3月に策定した「循環型社会形成推進基本計画」に基づき、地域コミュニティにおける廃棄物等の発生抑制や再使用等の促進を図るとともに、各種リサイクル法の見直しに備えた実態把握や分析を行います。また、環境と経済の統合に資する物質フロー会計の国際共通手法の開発に向けた国際的共同研究等の取組を主導的に推進します。

【主な予算措置】	百万円
・ 廃棄物処理施設整備費〔公共〕	170,565(147,305)
・ ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備費	1,500(517)
・ (新) 産業廃棄物処理施設の立地促進策検討調査事業費	28(0)
・ (新) リサイクル制度の体系化・高度化推進事業費	140(0)
・ (新) 循環基本計画に係る物質フロー会計の拡充と国際的展開	41(0)
・ エコ・コミュニティ事業経費(再掲)	

【主な税制措置】

- ・ 再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を延長するとともに、その対象を拡充し、新たに建設汚泥再生処理装置を追加

市町村における浄化槽の整備推進事業の促進

地域の特性に応じた効率的効果的な汚水処理施設の整備を図り、健全な水循環の確保と水質浄化を進めるため、浄化槽市町村整備推進事業を中心に浄化槽の整備を拡充します。特に浄化槽市町村整備推進事業の全国的展開を図るため、都道府県による支援体制の強化による事業の普及啓発と計画的推進を図るとともに、水質保全の観点から浄化槽の管理体制の向上を図ります。

【主な予算措置】	百万円
・ 浄化槽整備事業の促進 (廃棄物処理施設整備費補助のうち)〔公共〕	25,659(21,146)
・ (新) 浄化槽整備支援等事業費	286(0)

現代の社会においては多種多様な化学物質が使われ、様々な汚染物質が環境中に放出されています。その中には適切な管理が行われない場合には環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

このような環境汚染を防止し、生態系を保全するとともに、国民が安全で安心な生活を送れるようにすることは環境省として極めて重要な責務であり、この責務を果たすために幅広く取組を進めます。

改正化学物質審査規制法に基づく審査・規制の強化とリスクコミュニケーションなど化学物質対策の推進

- ・ 本年5月の化学物質審査規制法の改正を踏まえた動植物への影響に着目した審査・規制等の強化や既存化学物質の安全性点検などを実施します。
- ・ また、本年公開されたPRTRデータを環境リスク評価及び管理に的確に活用するとともに、化学物質に係る分かりやすい情報の整備や効果的なリスクコミュニケーション手法の開発と普及を図るなど、リスクコミュニケーションを推進します。

【主な予算措置】

百万円

・ 既存化学物質安全性点検調査	264(9)
・ 内分泌攪乱化学物質のリスク評価・試験法開発及び 国際共同研究等推進経費	2,002(1,288)
・ 水環境における有害物質リスク管理手法検討調査	150(85)
・ (新) POPs廃農薬等無害化処理技術検証事業	102(0)
・ (新) 特定農薬環境安全性調査	80(0)
・ 化学物質環境安全社会推進費	92(49)
・ (新) ダイオキシン類対策総合検証事業	60(0)

環境基準の達成に向けた自動車排出ガス対策の一層の推進等

- ・ 平成22年までに環境基準を概ね達成すること等の目標達成に向け、自動車排出ガス規制の一層の強化を図るとともに、地域における低公害車の一層の普及やディーゼル微粒子除去装置(DPF)の装着の促進、使用過程車のNOx・PMの排出実態の把握、局地における大気汚染改善対策等を総合的に推進します。
- ・ 自動車NOx・PM法の円滑な施行のため、買い換え等を行う事業者に対する支援措置について、関係府省と連携しつつ担保条件の緩和など拡充を図ります。
- ・ また、浮遊粒子状物質(SPM)の削減に向け、自動車以外の発生源も含めて総合的な取組を進めるための追加的措置を講じます。

【主な予算措置】	百万円
・低公害（代エネ・省エネ）車普及事業（石油特会）	600(300)
・ディーゼル車排出ガス低減対策推進費補助	400(210)
・(新)大気環境保全対策中小企業金融公庫出資金	100(0)
・自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費	500(298)

【主な税制措置】

- ・環境負荷の少ない自動車の普及及び事業者負担軽減のため、自動車税のグリーン化及び自動車取得税の税率軽減措置を延長・拡充（再掲）
 - ・エネルギー需給構造改革投資促進税制における低公害車及び低公害車用燃料供給設備に係る特別償却制度又は税額控除措置を延長するとともに、その対象を拡充し、新たに燃料電池自動車及び水素ステーションを追加（再掲）
- ・ 大都市圏を中心に、都市における人工排熱の増加、緑地の減少などによりヒートアイランド現象が生じているため、関係府省と連携しつつ都市環境の改善に向けてメカニズムの解明調査や先駆的な地方公共団体の事業の支援を進めます。また、花粉症対策のための花粉予測体制整備、黄砂対策のための移送モデル開発などの取組を推進します。

【主な予算措置】	百万円
・ヒートアイランド対策に関する調査	50(23)
・花粉観測・予測体制整備費	112(102)
・黄砂対策推進費	48(26)

健全な水循環・水環境等の確保に向けた取組の推進

- ・健全な水循環の確保に向け、統合的な水管理を促進するために、水環境の健全指標の開発や流域ごとの水循環計画策定への支援などの措置を講じるとともに、優れた水環境保全活動の普及啓発を進めます。また、世界水フォーラムにおける国際約束を具体化するため、アジア地域での水環境管理に関する情報及び知見の共有化を図ります。
- ・さらに、有明海・八代海の再生に向けた取組を推進するほか、閉鎖性水域における水質悪化の機構解明を進めるとともに、土壌汚染対策法の円滑な運用を図ります。

【主な予算措置】	百万円
・(新)水環境の健全性指標検討調査	50(0)
・水循環計画策定等調査費	250(46)
・(新)水環境保全活動の普及支援事業	44(0)
・(新)アジア水環境パートナーシップ構築事業	130(0)
・(新)有明海・八代海再生方策検討調査	112(0)

旧軍毒ガス問題への対応

茨城県神栖町における旧軍毒ガス由来と考えられる有機ヒ素化合物による健康影響の発生に対し、引き続き緊急措置事業を実施していくとともに、原因の究明を含め適切な対応を着実に進めます。また、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るため、昭和48年全国調査のフォローアップ調査の結果を踏まえ法制度の整備を含めた検討を行い、これらに基づき必要な管理施策を進めます。

【主な予算措置】

百万円

- ・(新) 茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策

2,785(0)

環境汚染防止等に係る国際的対応

- ・ 廃棄物の海洋投入処分に係る条約（ロンドン条約）議定書の締結に向けた法制度の整備、船舶からの大気汚染物質等の排出規制などに係る国際条約（MARPOL条約附属書）の締結に向け関係府省と連携して対応を図るとともに、生態系への影響が懸念されるバラスト水に係る基礎的な調査を進めます。
- ・ また、地球規模での化学物質による環境リスクの低減に向けて、アジア太平洋地域における残留性有機汚染物質（POPs）汚染実態把握を推進するとともに、国際協調による取組を強化します。

【主な予算措置】

百万円

- ・(新) ロンドン条約96年議定書国内対応事業費
- ・(新) バラスト水条約対応基礎調査費
- ・ POPs条約総合推進費

30(0)

15(0)

317(276)

公害健康被害の補償・予防

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害者の救済及び健康被害の予防の着実な推進を図るとともに、環境保健サーベイランス調査を拡充し、幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響について調査研究等を一層推進します。また、水俣病対策については、水俣病総合対策医療事業など、平成7年12月の閣議了解等に盛り込まれた施策を着実に実施します。

平成 14 年3月に改定された生物多様性国家戦略に基づき、従来から自然再生への取組や遺伝子組換え生物の使用の規制等を行うカルタヘナ議定書国内担保法制定などの取組を進めてきましたが、移入種対策や国立公園の魅力の向上、里地里山の保全等更に取り組むべき課題が残されていることから、今後これらの取組を着実に進めていきます。

移入生物対策等野生生物との共生に向けた総合的・体系的施策の推進

- ・ 生態系への新たな脅威となりうる移入種について総合的・体系的な対策を実施するため、生物多様性への悪影響を予防・軽減するための措置など移入種対策に関する法制度の整備に取り組みとともに、緊急性の高いものについては駆除作業を進めるなどの対応を図ります。
- ・ また、本年6月に成立した「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、遺伝子組換え生物のリスク評価や影響の監視、情報基盤の整備などを推進します。
- ・ このほか、トキの野生復帰に向けて必要な順化施設の整備を進めるとともに、鳥獣の保護や管理のため、広域種対策や特定鳥獣保護管理計画を推進するほか、動物の愛護及び適正な管理の強化を図ります。

【主な予算措置】

	百万円
・ 移入生物対策費	289(80)
・ 遺伝子組換え生物対策事業	100(31)
・ トキ野生順化施設整備費	702(71)
・ (新) 広域分布型鳥獣保護管理指針策定事業	30(0)
・ 特定鳥獣等保護管理対策費補助	150(138)
・ (新) 家庭動物の終生飼養推進事業	20(0)

【主な税制措置】

- ・ 狩猟者登録税と入猟税を一本化し、新たな目的税「狩猟税(仮称)」を新設するとともに、第1種銃猟免許登録を受けた者が空気銃を使用する場合の空気銃に係る「狩猟税(仮称)」の非課税措置を新設。

世界に誇れる国立公園づくりと自然体験学習の推進

- ・ 国立公園において、観光立国の実現、都市と農山漁村の共生・対流の視点も踏まえ、自然環境保全、持続可能かつ適正な公園利用等の推進の観点から、地域が一体となって推進する先駆的な事業について、温暖化・廃棄物対策等を含む関連施策を総合的・重点的に講ずるとともに、山岳浄化、安全対策等を推進することにより、世界に誇れる国立公園へと魅力の向上を図ります。また、世界自然遺産の追加登録に向けた調査・検討を行います。

- ・ また、損なわれた地域固有の生態系等の自然環境を取り戻すため、関係機関やNGOと連携し、先駆的に自然再生事業を実施するなど、積極的に自然再生を推進します。
- ・ さらに、自然系の環境教育の推進のため、国立公園でのインタープリター（自然解説者）などの人材育成を実施するとともに、雇用の促進の観点も含め地域の自然保護の現場における人材の積極的な活用を図るとともに、エコツーリズムの推進や温泉の保護と適正な利用の推進を図ります。

【主な予算措置】

百万円

・(新) 国立公園先駆的環境保全型拠点整備計画策定調査費	45(0)
・ 山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	100(50)
・(新) 世界自然遺産候補地等検討調査費	15(0)
・(新) やんばる地域国立公園指定計画策定調査費	11(0)
・ 自然公園等事業費〔公共〕	16,100(14,278)
うち自然再生事業関係費	1,221(1,002)
・ 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動 (グリーンワーカー) 事業費	600(150)
・ 国立公園自然系環境教育推進事業費(再掲)	
・ 環境保全型自然体験活動(エコツーリズム) 推進事業費(再掲)	

里地里山の保全・再生の推進等

- ・ 身近な自然とのふれあいの場であり、生物多様性の宝庫でもある我が国の都市近郊なども含めた里地里山について、関係府省と連携し、自治体・市民等でこれらの保全と持続的利用を図るためのモデル的な事業を行います。
- ・ また、生態的ネットワークの形成や自然再生の更なる推進を図るとともに、都市住民も親しみ得るような身近な生物の生息空間(ビオトープ)の整備による自然と共生した生活環境の形成を図ります。さらに、生物多様性保全施策の基本となる長期的・継続的モニタリング調査等を推進します。

【主な予算措置】

百万円

・(新) 里地里山保全・再生モデル事業調査費	100(0)
・(新) 生態的ネットワーク基本構想策定費	15(0)
・ 自然共生型地域整備推進事業費補助	119(119)
・ 重要生態系監視地域モニタリング推進事業費 (モニタリングサイト1000)	500(400)
・ 自然再生情報整備・市民活動支援推進費(再掲)	

- ・ これまで述べた環境行政における数々の課題に的確に対処するため、行政改革の趣旨を踏まえた組織定員の不断の見直しによる事務の効率化を図る一方、地方における体制の充実を始めとして環境省の組織定員の充実強化等を図ります。
- ・ また、環境政策に関する効果的・計画的な広報活動、関係府省の環境関係予算の調整等については、環境行政を推進する上で最も基本となる事項であることから、着実に推進します。
- ・ さらに、環境基本計画に係る政策研究、環境影響評価に必要な技術研究や独立行政法人国立環境研究所による研究を推進します。
- ・ 特殊法人等整理合理化計画に基づき、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団を平成16年4月に改組し、独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社として体制の整備を図ります。

平成16年度概算要求における石油特別会計によるCO₂排出抑制対策

百万円
13,000(6,000)

1. 温暖化防止のまちづくりなどの地域の温暖化対策の推進

4,920(1,400)

環境と経済の好循環を目指して行われる代エネ・省エネ対策によるまちづくりを促進
民生・運輸部門を中心に一層のCO₂削減を進める観点から、地域におけるバイオエタノール、燃料電池、太陽光発電及び風力発電等を普及
余剰エネルギー利用設備やディーゼル車からのCO₂を削減する超低硫黄軽油を普及等

	16 要求案	15 予算
・地球温暖化を防ぐまちづくり事業	1,200	(0)
・地域協議会対策促進事業	1,000	(400)
・地方公共団体率先対策補助事業のうち 対策技術率先導入事業	1,020	(700)
低公害(省エネ・代エネ)車普及事業	600	(300)
・余剰エネルギー連携利用設備整備補助事業	200	(0)
・超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等補助事業	700	(0)

2. 温暖化対策ビジネス振興と先端的な温暖化対策技術の開発

4,480(2,100)

先見性・先進性が高い温暖化対策ビジネスの普及のため、新たな温暖化対策ビジネスの起業支援を推進
燃料電池やバイオマスエネルギーの活用など、水素社会の構築に向けた先端的な温暖化対策技術の開発・普及を推進し、世界に先駆けた技術による環境と経済の統合を促進等

・地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業	1,000	(0)
・地方環境研究所による技術開発事業	180	(0)
・廃棄物処理施設における温暖化対策事業	1,000	(500)

3. CO₂排出抑制のための京都メカニズムの活用

1,900(1,410)

我が国の事業者によるCDM/J事業の実施を支援するため、事業調査、設備補助、受入国の人材育成支援などを実施等

・CDM/J I事業調査	800	(600)
・CDM/J Iに関する途上国等人材育成支援事業	500	(210)

4. 国民各界各層による活動推進のための体制整備

1,600(1,010)

全国地球温暖化防止活動推進センターや都道府県地球温暖化防止活動推進センターを活用して、地域のCO₂排出抑制対策を推進等

・温暖化防止活動支援事業	900	(410)
--------------	-----	-------

その他 事務費、予備費 100(80)

平成16年度 環境省 財政投融资に関する要求の概要

1. 環境事業団(独立行政法人環境再生保全機構)関係

要求金額(単位:億円)

	(16年度)	(前年度)	前年度比
事業計画	59	(51)	17.5%増
財投借入	10	(10)	(前年度同額)
財投機関債	70	(50)	40.0%増

2. 政策金融関係

日本政策投資銀行

現行制度

地球温暖化対策、公害防止対策及び廃棄物対策等のための出融資制度に係る資金を確保。

制度改正

環境への配慮に対する取組が十分になされていると認められる企業に対する融資及び社債の保証に係る制度の新設。

国民生活金融公庫、中小企業金融公庫

現行制度

中小企業者に対する低公害車等の普及促進、土壌汚染の調査・対策等に係る資金を確保。

制度改正

自動車NOx・PM法に対応し車を買換える事業者に対する中小企業金融公庫融資の担保条件の緩和措置の新設。

平成16年度 環境省 税制改正要望の概要

1 地球温暖化対策及び大気環境保全対策の推進

自動車の低公害化、低燃費化の促進

自動車税のグリーン化の適用期限を延長。

〔現行措置〕

軽課：平成15年度に以下の自動車を購入した場合、購入年度の翌年度について、自動車税を以下のとおり軽減。

・電気自動車（燃料電池自動車を含む） 天然ガス自動車、メタノール自動車	：概ね50%軽減
・低燃費かつ低排出ガス認定車（ （LPG車を含む）	：概ね50%軽減

は、排出ガスが最新規制値の1/4以下の自動車

低燃費車：改正省エネ法に基づく2010年（ディーゼル車は2005年）新燃費基準達成車。

重課：以下の自動車（低公害車及び一般乗合用バスは除く）

・車齢11年超のディーゼル車	：概ね10%重課
・車齢13年超のガソリン車	：概ね10%重課

自動車NOx・PM法における対策地域内での窒素酸化物排出基準等適合車への買替えに係る自動車取得税の税率の軽減措置を拡充（17年規制車について、対象に追加するとともに軽減率を引き上げ）

〔現行措置〕

- ・対象車両 平成10,11,12,13,15,16年規制適合車
- ・対策地域内
 - 2.3%軽減 H14.3.2～H15.3.31
 - 1.9%軽減 H15.4.1～H17.3.31
 - 1.5%軽減 H17.4.1～H19.3.31
 - 1.2%軽減 H19.4.1～H21.3.31

最新排出ガス規制適合車に係る自動車取得税の税率の軽減措置を拡充（17年規制車（ディーゼル車のみ）について、対象に追加するとともに軽減率を引き上げ）

〔現行措置〕

（15年規制適合車：ディーゼル中量トラック、ディーゼル重量トラック）

- ・規制開始前（H14.4.1～H15.9.30）：税率を1.0%軽減
- ・規制開始後（H15.10.1～H16.2.29）：税率を0.1%軽減

（16年規制適合車：車両総重量12t超のディーゼルトラック・バス）

- ・規制開始前（H15.4.1～H16.9.30）：税率を1.0%軽減

一定の排出ガス性能（認定）を有する低燃費車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置（課税標準を取得価額から30万円控除）の適用期限を延長。

エネルギー需給構造改革投資促進税制における低公害車及び低公害車用燃料供給設備に係る特別償却制度又は税額控除措置の延長及び拡充（対象設備に燃料電池自動車、水素ステーションを追加）。

〔現行措置〕

基準取得価額の7%相当額の税額控除、又は、普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却のいずれかを選択。

2 循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) リサイクル施設の整備推進

再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を延長及び拡充（建設汚泥再生処理装置を追加）。

〔現行措置〕

- ・特別償却率の割合
 - 再生資源利用製品製造設備：初年度14%
 - 再商品化設備及び再資源化設備：初年度23%
(家電リサイクル処理装置は、初年度17.25%)
 - 特定再生資源利用製品製造設備：初年度23%
 - 再生資源分別回収設備：初年度14%
- ・固定資産税：課税標準 当初3年間 3/4（一部の設備は、2/3）

(2) その他廃棄物対策の推進

P C B 廃棄物処理施設の解体・撤去費用の積み立て（P C B 廃棄物処理施設撤去積立準備金）について、積立金を損金又は必要経費に算入する制度を新設。

P C B 廃棄物処理施設に係る耐用年数の短縮措置を新設。

改正廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る事業所税の非課税措置及び課税標準の特例措置を拡充。

最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積み立て(維持管理積立金)について、積立金を損金又は必要経費に算入する制度の適用期限を延長。

廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長。

広域臨海環境整備センターが産業廃棄物の処理等の業務の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を延長。

「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づき特定周辺整備地区の指定を受けて整備される特定施設の用に供する土地等に係る特別土地保有税及び事業所税の非課税措置の適用期限を延長。

「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に規定する特定施設(廃棄物海面処分場延命化施設)に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を延長。

3 生物多様性保全の総合的推進と自然との共生

野生鳥獣の保護・管理の推進

狩猟者登録税と入猟税を1本化し、新たな目的税「狩猟税(仮称)」を新設するとともに、第1種銃猟免許登録を受けた者が空気銃を使用する場合の空気銃に係る「狩猟税(仮称)」の非課税措置を新設。

4 環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

公害防止対策の推進

揮発性有機化合物排出抑制設備に係る特別償却制度及び減価償却資産の耐用年数の短縮措置、並びに固定資産税・事業所税の課税標準の特例措置を新設。

以下の公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限を延長。

- ・ダイオキシン類排出削減装置
- ・指定物質(ベンゼン、トリクロロエレン、テトラクロロエレン)回収設備

〔現行措置〕

- ・特別償却率の割合：初年度16%

以下の公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長。

- ・窒素酸化物抑制施設
- ・ばい煙処理施設（高煙突を含む）
- ・一般粉じん処理施設
- ・ダイオキシン類排出削減装置
- ・指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）の排出又は飛散の抑制に資する施設
- ・汚水処理施設
 - ・水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法のみなし施設を含む）
 - ・湖沼水質保全特別措置法の指定施設から生じる汚水の処理施設
 - ・水質汚濁防止法の有害物質により汚染された地下水を浄化する施設
- ・土壌浄化施設

5 その他

(1)民間団体による環境保全活動の促進

公益の増進に著しく寄与する法人（特定公益増進法人）の範囲を拡大し、地球温暖化防止、循環型社会形成等についてすぐれた環境保全活動を行う者に対する助成金の支給又は環境保全に関する普及啓発を主たる目的とする公益法人を追加。

(2)その他

大阪湾臨海地域開発整備法に基づく開発地区において整備される中核的施設に係る特別土地保有税の非課税措置及び事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を延長。

〔現行措置〕

- ・特別土地保有税：非課税
- ・事業所税：資産割の課税標準 新設された日から5年間 1 / 2 控除

6 検討事項

(1)地球温暖化対策税制についての検討

我が国の実情に合った温暖化対策税の具体的な制度の在り方を引き続き検討。

(2)産業廃棄物税制についての検討

地方自治体による産業廃棄物に係る独自の税制上の取組の動向を踏まえ、国としての対応の在り方について検討。